

雨の日は濡れてしまう…歩道に上屋根をつくったらどうか…



甲賀市役所前(西友側)に立派なコミバスの「待合室」ができましたが、利用者から「バス停と離れた位置にあるため雨の日は濡れてしまう」「バス停を待合室の前に移動できないか」との声が寄せられました。山岡議員は26日の代表質問のなかで、この点を指摘し改善を求めるとともに、「待合室」と「バス停」の間に上屋根を設置したらどうか、と提案しました。市は「できないことはない」と答えました。

市役所前(西友側)のバス待合室→バス停

異例の「追認」議案

- ①《雲井コミュニティセンター整備事業》
 - ◆取得価格 20,460,000円
(不動産鑑定価格1860万円・消費税別)
 - ◆契約日 令和5年12月25日
- ②《小学校教師用教科書及び指導書》
 - ◆取得価格 20,242,890円
 - ◆契約日 令和2年3月30日 随意契約
- ③《鳥獣侵入防止柵資材・フェンス等》
 - ◆取得価格 202,111,070円
 - ◆契約日 令和元年8月16日 入札

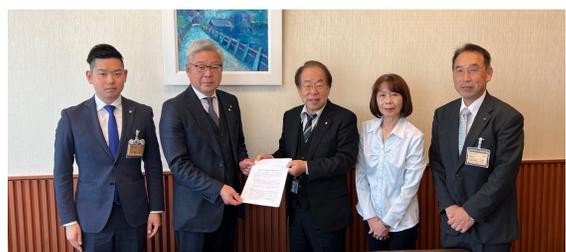
「誤認識だった…」では済まされない問題
「追認」議案が三件も出されました。甲賀市議会初めのことです。提案されたのは、①雲井コミュニティセンターの建物購入、②小学校教師用教科書と指導書購入、③鳥獣侵入防止柵資材・フェンス等購入の三件(上表参照)。三件とも議

12月定例議会に異例の「追認」議案が三件も出されました。甲賀市議会初めのことです。提案されたのは、①雲井コミュニティセンターの建物購入、②小学校教師用教科書と指導書購入、③鳥獣侵入防止柵資材・フェンス等購入の三件(上表参照)。三件とも議

会に付すことなくすでに執行されています。契約そのものが無効であり、違法な公金支出に当たるので、それを有効とするために「追認」議案として提出されたものです。

地方自治体が土地や建物など財産を取得・処分する場合、地方自治法第96条

第1項第8号では、基準以上であれば議会が議決しなければならぬことを定めています。甲賀市の場合、一件二千万円以上。提案説明では、「誤認識だった」と説明されましたが、山岡光広議員は「誤認識だった、で済まされる問題ではない」とその問題点を指摘、特にチェック体制の甘さ、地方自治体の長の責任について指摘、改善を求めました。今後は、起案する段階で議会議決必要性の有無をチェックする項目を設定し、過ちを繰り返さない体制を確立するとしています。



日本共産党甲賀市議員団は11月12日、新議長の中將之議員に「議会の民主的運営」について、28項目を申し入れました(写真)。

議会の民主的運営に申し入れ

先の総選挙・市議補欠選挙をふりかえって 市民の政治参加促進・投票率の向上を

市選管事務局長に聞く

山岡光広議員の代表質問のうち、選挙管理委員会事務局長に対する質問と答弁のポイントを紹介します。

①総選挙と市議補選の投票が重なり、実務が煩雑であったのは理解するが、期日前投票において、投票用紙の渡しミスが相次いだ。どこに問題があったのか、今後の対策はどうか。

②開票事務の開始が一時間弱遅れた。その要因は何か。今後の教訓は何か。

③年代別の投票率。若者の投票率が低い傾向がある。甲賀市における投票率を年代別にみるとどうか。

【回答】期日前投票をされた15,685人を世代別にみると、10代12・60%、20代12・36%、30代15・75%、40代17・86%、50代22・99%、60代30・84%、70代32・85%、80代以上17・02%。

④投票所の削減・統廃合が計画されているが、統廃合の対象となっている投票所で、当日投票率が高いのは小川出公民館の62・61%、期日前を含めると77・39%。期日前を含めて最も高い投票率は、大河原

集会所センターで83%。有権者が二千人を超える投票所が7カ所あるが、最も投票率が高いのが希望ヶ丘コミュニティセンターの58・08%、低いのが桜が丘集会所の47・81%。大規模投票所は総じて投票率が低い。身近なところに投票所があるというのが一番いいのではないかと。

【回答】身近な投票所は投票環境のひとつ。投票しやすい環境の構築と安定的に持続可能な投票所を

めざすことが肝要。

⑤公報が届くのが遅い。どういう契約になっているのか。もっと早く届けるよう再検討するべきではないか。

【回答】できる限り早く手元に届くよう努める。

⑥不在者投票の人に対する対応はどうか。甲賀市の高齢化率は平均でも約3割。身体的理由から高齢者が投票に行けないケースも増えています。病院や施設入所中の有権者が投票する条件は確保されているか。また郵便による不在者投票という投票行為も認められているが、そのこと自体を知らない人も多い。例えば、要介護5の人は、在宅郵便投票を申請することができる。対象となる人たちに、郵便による在宅不在者投票が可能であることを知らせることは可能ではないか。身体障害者も郵便による不在者投票ができる。郵便投票証明書を申請すれば、7年間有効なので日常的に周知することも必要である。

【回答】福祉部局と連携し不在者投票の制度案内をしていくことを検討する。